

平成16年全員協議会報告に基づくランク変更

旧 ラ ン ク	都道府県	平成16年度 地域別 最低賃金額 (時間額)	都道府県	平成16年全協 報告における 総合指数 (東京=100)	新 ラ ン ク	都道府県	平成20年度 地域別 最低賃金額 (時間額)
A	東 京	710	東 京	100	A	東 京	766
	神 奈 川	708	神 奈 川	90.2		神 奈 川	766
	大 阪	704	大 阪 ①	88.2		大 阪 ①	748
B	愛 知 ①	683	大 阪 ②	87.6	B	大 阪 ②	731
	埼 玉 ②	679	滋 賀	87.6		埼 玉 ②	723
	千 葉 ②	678	兵 庫	86.6		千 葉 ②	722
	京 都	678	兵 庫 ②	84.8		京 都	717
	兵 庫	676	静 岡	84.8		兵 庫 ③	712
	滋 賀	652	埼 玉	84.5		静 岡 ③	711
	静 岡	673	埼 玉 ③	84.5		滋 賀 ③	701
	栃 木	649	京 都	83.6		栃 木 ③	691
	長 野	647	長 野 ④	83.5		滋 賀 ④	683
	広 島	645	富 山 ④	83.1		広 島 ④	683
C	岐 阜 ③	669	三 重 ③	83.0	C	岐 阜 ④	680
	三 重 ③	668	茨 城	82.5		岐 阜 ④	677
	茨 城	648	茨 城	82.5		三 重 ③	696
	山 梨	648	山 梨	82.5		山 梨	678
	石 川	648	山 梨 ②	81.8		山 梨 ②	676
	群 馬	646	香 川	81.8		茨 城	676
	和 歌 山	645	石 川	81.7		山 梨 ③	675
	福 岡	645	奈 良	81.6		群 馬	675
	富 山 ④	644	山 口	81.5		和 歌 山	673
	福 井	643	山 口 ②	81.2		福 岡	673
	新 潟	642	岡 井	80.3		新 潟	670
	北 海 道	641	福 城	80.1		北 海 道	669
	山 口	638	福 岡	80.0		山 口	669
	香 川	638	北 海 道	79.8		山 口 ②	668
	宮 城	620	新 潟	79.6		北 海 道	667
	福 島	619	岐 阜	79.6		宮 城	653
	D	愛 媛	611	和 歌 山		78.7	福 島
大 山		612	徳 島	78.4	徳 島	632	
徳 島		607	大 島	77.7	愛 媛	631	
鳥 根		607	鳥 根	77.6	青 森	630	
取 手		612	形 取	77.6	高 知	630	
賀 知 本		610	媛 取	76.7	大 分	630	
知 本		611	取 手	76.5	山 形	629	
本 田		606	手 賀	76.5	取 手	629	
田 手		611	賀 知 本	75.6	根 取	629	
手 崎		607	知 本	75.2	手 賀	629	
崎 島		606	島 本	75.0	根 取	628	
森 崎		606	本 田	75.0	手 賀	628	
青 宮		606	崎 崎	74.5	崎 本	628	
宮 沖		606	森 崎	74.1	崎 本	628	
		606	繩 島	72.6	崎 本	627	
		606	縄 島	71.7	崎 本	627	
		606	縄 島	71.5	崎 本	627	
	606	縄 島	66.0	崎 本	627		

ランク振分けの方法

- 所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（10指標）及び企業経営に関する指標（5指標）の20の指標について平成11年から15年までの数値の平均値をとる。
- 20指標それぞれについて5年間の平均値から東京を100とした指数を作成する。
- 20の指数の単純平均により総合指数を算出する。
- 以下の3つの考え方にに基づきAからDの4ランクに分割する。
 - ① 総合指数を順番に並べ、指数の差が比較的大きいところに着目する
 - ② 個々の都道府県のランク間の移動や各ランクごとの都道府県の数の変動を極力抑える
 - ③ 特にB、Cランクについては、各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることにも留意する

ランク区分の見直しの基礎とした20の指標(16年度)

I 所得・消費関係

- ① 1人当たりの県民所得
「県民経済計算年報」内閣府（平成9～13年）
- ② 雇業者1人当たりの雇業者報酬
「県民経済計算年報」内閣府（平成9～13年）
- ③ 都道府県庁所在都市別2人以上世帯の1か月当たりの支出
「家計調査年報」総務省（平成11～15年）
- ④ 都道府県庁所在都市別消費者物価地域差指数
「消費者物価指数年報」総務省（平成11～15年）
- ⑤ 都道府県庁所在都市別標準生計費（1人世帯、4人世帯）
「人事院給与勧告資料」人事院（平成11～15年）

II 給与関係

- ⑥ 1人1時間当たり所定内給与額（5人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成11～15年）
- ⑦ 常用労働者1人1時間当たり所定内給与額（5人以上）
「毎月勤労統計調査 ー 地方調査 ー」厚生労働省（平成11～15年）
- ⑧ 常用労働者1人1時間当たり所定内給与額（中位数）（1～29人（製造業99人））
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省（平成12～16年）
- ⑨ 常用労働者1人1時間当たりきまって支給する現金給与額（1～4人）
「毎月勤労統計調査特別調査」厚生労働省（平成11～15年）

- ⑩ パートタイム女性労働者の1人1時間当たり所定内給与額（5人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成11～15年）
- ⑪ 常用労働者1人1時間当たりきまって支給する現金給与における第1・二十分位数（1～4人）
「毎月勤労統計調査特別調査」厚生労働省（平成11～15年）
- ⑫ 1人1時間当たり所定内給与における第1・二十分位数（5～9人、10～29人）
「賃金構造基本統計調査特別集計結果」厚生労働省（平成11～15年）
- ⑬ 常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・二十分位数（1～29人（製造業99人））
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省（平成12～16年）
- ⑭ 新規高校学卒者の初任給（10人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成11～15年）
- ⑮ 中小・中堅企業春季賃上げ妥結額（1000人未満）
「中小企業労働情報」厚生労働省（平成11～15年）

Ⅲ 企業経営関係

- ⑯ 1就業者当たり年間製造品出荷額（4人以上）
「工業統計表」経済産業省（平成10～14年）
- ⑰ 1有業者当たり年間出来高（建設業）
「建設総合統計年度報」国土交通省（平成10～14年）
「就業構造基本統計調査」総務省（平成14年）
- ⑱ 1就業者当たり年間販売額（卸売業、小売業）
「商業統計表」経済産業省（平成11年及び14年）
- ⑲ 1就業者当たり年間売上高（一般飲食店）
「商工業実態基本調査」通商産業省（平成10年）
- ⑳ 1就業者当たり年間事業収入額（サービス業）
「サービス業基本調査」総務庁（平成11年）